

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年7月1日
担 当 課	子ども未来応援課

契約業者名・住所	特定非営利活動法人 松戸子育てさぽーとハーモニー 松戸市新松戸 4-262 ジュネパレス新松戸第 8-202
工事等の名称	松戸市地域子ども・子育て支援事業運営業務委託(おやこ DE 広場八ヶ崎)
工事等の場所	松戸市八ヶ崎 2 丁目 8 番地の 1 テラスモール松戸 1 階 105-1 区画
種 別	業務委託
工事等期間	令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日
契約金額	11,815,000 円
工事等の概要	松戸市地域子ども・子育て支援事業業務運営
随意契約の理由	見積業者である「特定非営利活動法人 松戸子育てさぽーとハーモニー」は平成 31 年度に公募により選定された法人であり、他にも近隣の地区で 4 施設を運営している。 当施設は八ヶ崎市民センターからテラスモール松戸内に令和 8 年 3 月に移転開設したことにより、継続利用者の他に近隣住民以外の利用も多く見込まれる。事業運営についても相談指導や育児情報の提供等を積極的に実施し、地域のニーズにこたえた事業を展開する必要がある。 当法人は積極的に地域との交流を図り、関係団体等との信頼関係を築いており、また、これまでの実績を生かしながらも、利用者のニーズに合わせ工夫を凝らした講座やイベントを企画し事業を運営していることから、地域の市民、関係団体から厚い信頼を得ている。 当事業は利用者との信頼関係を築き、安心できる場を提供すること、また関係機関と連携しながら地域の親子を継続的、長期的に見守ること、問題を抱える親子を早期に発見し、支援していくことを目的としているため、年度毎に支援者が変わることは、信頼関係を揺るがしかねない。 よって、本事業は、当該事業者以外に運営できないことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約とし、松戸市財務規則第 138 条第 1 項第 1 号の規定により一者から見積もりを徴することが、適法かつ妥当であると思慮される。